

令和6年4月5日 佐藤

～ 価格高騰の影響を強く受ける生活保護受給世帯等へのエアコン購入を支援 ～

## 生活保護受給世帯等へのエアコン購入費・設置費助成事業を期間限定で実施

区では、令和5年11月2日付け閣議決定により拡大された国の重点支援交付金を活用し、物価高騰対策として、その影響を強く受ける生活保護受給世帯等に対して、エアコンの購入費と設置費を助成する新たな事業を期間限定で実施します。

同事業の助成対象となるのは、申込時において生活保護を受給しており、生活保護法による「冷房器具及びその設置費用」の支給を受けることができない世帯と、墨田区価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯（令和5年12月1日時点で、世帯員全員が令和5年度住民税非課税の世帯）としており、500世帯の助成を見込んでいます。上記の世帯に対しては、既に令和6年3月下旬から通知を送付しており、3月28日より専用ダイヤルでの受付を開始しています。

助成金額は1世帯当たり最大で税込10万円（内訳：本体購入費 税込6.2万円、設置費 税込3.8万円）で、7月31日までに電話またはインターネットで申込みを受付、8月31日までに区の訪問調査を済ませ、対象世帯となることを確認したのち、申請書を提出。区が送付する助成決定通知書を受領後、9月30日までにエアコンの設置を完了し、区に請求書を提出します。その後、区が請求内容の審査を行い、助成決定後、順次、口座に助成金を振り込む流れとなります。

区の担当者は、「専用ダイヤル等での申込は7月31日までだが、夏が近づくにつれてエアコンの需要が高まり、請求期限までに設置できなくなる可能性もあるため、対象となる世帯はお早めに申し込んでいただきたい。」と話します。

### 《概要》墨田区生活保護受給世帯等エアコン購入費及び設置費助成事業

対象世帯：生活保護受給世帯

申込時において生活保護を受給しており、生活保護法による「冷房器具及びその設置費用」の支給を受けることができない世帯

墨田区価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯

令和5年12月1日時点で、世帯員全員が令和5年度住民税非課税の世帯

対象基準：居住する住宅にエアコンがない、または故障等で使用できるエアコンがないこと  
指定する期限までに申込・申請・購入・設置・請求すること

対象経費：新品のエアコンの本体購入費用と設置費用

助成金額：1世帯あたり最大で税込10万円

（エアコン本体購入費：税込62,000円まで、エアコン設置費：税込38,000円まで）

助成世帯数：500世帯（見込み）

助成受付期間：令和6年3月28日（木）から

申込期限・・・令和6年7月31日（水）まで

訪問・交付申請期限・・・令和6年8月31日（土）まで

請求期限・・・令和6年9月30日（月）まで

申込先：生活保護受給世帯等エアコン購入費助成専用ダイヤル 03-5608-1597

（月～金曜日 9:00～17:00 土・日曜日・祝日を除く。）

その他：詳細は区HPにてご確認ください。

[https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\\_fukushi/seikatuhukusi/eakon.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/seikatuhukusi/eakon.html)

《問合せ》福祉保健部 生活福祉課 03-5608-6154

お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）